

千葉県自転車活用推進計画の概要

1. 経緯

平成29年5月に施行された自転車活用推進法に基づき、国は自転車活用推進計画を平成30年6月に策定した。同法では、地方自治体においても地方版自転車活用推進計画を策定するよう努めることとされている。本県においても、自転車は、日常生活やサイクリススポーツ等で多くの人々に利用され、近年では健康の増進、環境負荷の低減等の観点から利用ニーズが高まっており、自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、千葉県版の自転車活用推進計画を策定する。

2. 計画の目的

自転車が安全・安心に利用できる環境づくりを進め、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

3. 計画期間

令和2年度～令和4年度（3年間） 各施策の進捗状況等に関するフォローアップを毎年実施。国の自転車活用推進計画の改定時に必要に応じ見直し

4. 計画の目標及び実施すべき施策

目標1. 自転車の役割拡大に向けた人と環境にやさしい自転車環境づくり

【指標】自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画含む）が策定済みの県内市町村数
【実績値】：19市町⇒目標値：54市町村】

施策1：県内市町村における自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画の策定の促進及び自転車通行空間の計画的な整備推進

- 取組
- ・県内の市町村における自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画の策定が進むよう、策定による効果や参考となる取組事例等を積極的に発信し、計画の策定を支援
 - ・自転車活用推進計画に指定された道路において、交通状況等を踏まえて自転車通行空間の整備を推進

【自転車通行空間の整備形態】



<自転車道>



<自転車専用通行帯>



<車道混在（矢羽根）>

施策2：違法駐車取締りの促進等による自転車通行空間の確保

- 取組
- ・新たな自転車専用通行帯の設置区間における駐車禁止区域の規制実施を検討
 - ・自転車専用通行帯を塞ぐ違法駐車について、取締りを積極的に推進
 - ・自転車活用推進計画に指定された県管理道路において、荷さばき用駐車スペース等を検討

施策3：シェアサイクル等の導入促進

- 取組
- ・シェアサイクル等の導入を考えている市町村と公共交通事業者との連携を促進

施策4：自転車の安全な通行に配慮した道路環境づくり

- 取組
- ・生活道路における歩行者や自転車等の安全な通行を確保することを目的として「ゾーン30」の指定や狭さくの設定等、交通安全対策を実施

施策5：放置自転車対策の推進

- 取組
- ・関係機関等と協力し、自転車の放置防止に向けた広報啓発を推進

目標2. 自転車利用の普及拡大による活力ある健康長寿社会の実現

【指標】運動習慣者の増加

【実績値】：40～64歳：男性27.3%、女性24.2%⇒目標値：増加を目指す】

【実績値】：65歳以上：男性41.8%、女性38.1%⇒目標値：増加を目指す】

施策1：自転車を活用した健康づくりの推進

- 取組
- ・身体活動・運動の効果に関する普及啓発や、市町村等で運動指導を行う指導者の育成を推進し、運動習慣者の割合を増加



<ツール・ド・ちば>

施策2：サイクリススポーツ振興の推進

- 取組
- ・千葉県サイクリング協会等の関係団体と連携し、自転車に関するイベント等の支援を実施

目標3. 自転車を活用した観光の活性化と交流基盤の確立

【指標】ナショナルサイクルルートへの登録ルート数 【実績値】：0ルート⇒目標値：1ルート】

施策1：サイクルツーリズムの推進

- 取組
- ・県内の太平洋岸自転車道のナショナルサイクルルートへの指定を目指し、官民が連携して情報発信や受け入れ環境の整備推進
 - ・サイクルトレイン等の取組と連携するなどして、サイクルツーリズムを推進
 - ・市町村等が行う観光コンテンツ開発（サイクルツーリズム等の振興）への助成
 - ・シェアサイクル等の導入を考えている市町村と公共交通事業者との連携を促進（再掲）



<房総サイクリング>
提供（公社）千葉県観光物産協会

施策2：サイクリススポーツ振興の推進（再掲）

施策3：自転車の利用促進

- 取組
- ・自転車の利用促進が図られるよう、サイクルルート等をまとめた情報を発信

目標4. 自転車事故のない安全・安心な社会の実現

【指標】自転車に関係する交通事故死傷者数 【実績値】：4,075人⇒目標値：減少を目指す】

施策1：自転車の安全な利用の促進

- 取組
- ・「ちばサイクルール」を始めとした自転車交通のルールやマナーの広報啓発
 - ・自転車利用者に対し、ヘルメットの着用促進に向けた広報啓発
 - ・違反行為を反復した運転者に自転車運転者講習制度の確実な運用
 - ・交通違反に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対する取締りを強化
 - ・自転車の安全利用を四季の交通安全運動や自転車安全利用推進月間等の機会に広報啓発



<こども自転車
千葉県大会>

施策2：交通安全教育の推進

- 取組
- ・小中高生及び高齢者など、各年齢層に応じた自転車の安全利用に関する交通安全教室等を開催

施策3：通学路の安全点検の推進

- 取組
- ・自転車事故防止のため通学路あるいは学区周辺において、教育委員会、学校、警察、道路管理者等により安全点検等を実施

施策4：自転車の点検整備の促進

- 取組
- ・自転車の安全利用と事故防止を図るためTSマークの普及促進を図るとともに、交通安全教育の機会を利用し日常点検実施の習慣化等を広報啓発



<TSマーク>

施策5：自転車損害賠償保険等の加入促進

- 取組
- ・千葉県自転車条例施行後の自転車損害賠償保険等の加入状況や交通安全に関する取組結果などを分析し、更なる加入促進を図るための検討を実施

施策6：県内市町村における自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画の策定の促進及び自転車通行空間の計画的な整備推進（再掲）

施策7：災害時における自転車の活用の推進

- 取組
- ・住民避難のため災害時における自転車の活用方法を検討
 - ・被災状況の迅速な把握のため自転車を配備した危機管理体制の強化を検討

